

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 【高島平 警察署】

### 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

### 重点路線

#### ◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道254号	川越街道	成増2-35先(東埼橋)	赤塚新町1-21先	9-22	
2	都道202号	高島通り	高島平1-56先(西台駅南)	三園1-50先(三園橋)	9-22	
3	区道	市場通り	高島平6-7先(市場)	高島平9-7先高島平九丁目交差点	9-22	

## ◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道203号	松月院通り	高島平2-33先高島平2丁目交差点	赤塚新町2-17先成増2丁目交差点	9-22	
2	都道201号	—	高島平1-1先西台交差点	高島平5-6先(新大宮バイパス)	9-22	
3	国道17号	新大宮バイパス	新河岸3丁目無番地先(都県境)	徳丸4-2先	9-22	
4	都道204号	—	高島平1-1先西台交差点	高島平1-56先(西台駅南交差点)	9-22	
5	都道68号	笹目通り	三園2-7先三園橋(都県境)	三園2-10先笹目橋交差点(新大宮バイパス)	9-22	

## 重点地域

## ◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	高島通り周辺地区	9-22	
2	川越街道周辺地区	9-22	
3	西台駅周辺地区	9-22	自転車等放置防止条例地区
4	高島平駅周辺地区	9-22	自転車等放置防止条例地区
5	新高島平駅周辺地区	9-22	自転車等放置防止条例地区
6	成増駅周辺地区	9-22	自転車等放置防止条例地区

## ◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	高島平1~5丁目地区	9-22	
2	高島平7~9丁目地区	9-22	
3	三園地区(1丁目全域と2丁目の一部)	9-22	
4	成増地区(4丁目の一部を除く全域)	9-22	
5	赤塚地区(1丁目から8丁目の一部、特にバス通り周辺地域等)	9-22	
6	赤塚新町地区(3丁目の一部)	9-22	
7	四葉・大門・徳丸地区(バス通り周辺を中心とする地域・その他区道の一部)	9-22	
8	下赤塚駅周辺	9-22	自転車等放置防止条例地区

## ◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	国道254号(川越街道)	9-22	
2	川越街道周辺地区	9-22	
3	西台駅周辺地区	9-22	自転車等放置防止条例地区
4	高島平駅周辺地区	9-22	自転車等放置防止条例地区
5	新高島平駅周辺地区	9-22	自転車等放置防止条例地区
6	成増駅周辺地区	9-22	自転車等放置防止条例地区
7	下赤塚駅周辺	9-19	自転車等放置防止条例地区

# 高島平警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。